**平成２１年（フ）第７０６号**
千葉県柏市宿連寺343番地８
債務者　志賀　康幸
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第７１０号**
千葉県松戸市主水新田475番地東和機工内
債務者　堤　　敏幸
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第７１３号**
千葉県柏市高柳1483番地19
債務者　塚本　佳子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第７１５号**
千葉県柏市中央１丁目４番15―201号
債務者　藤宮　　豊
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第９８号**
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字五反歩35番地宮川アパート３
債務者　後藤　純恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２１年（フ）第１４７号**
石川県加賀市山中温泉上原町カ224番地、従前の住所石川県加賀市山代温泉12の103番地百万石第２女子寮605号室
債務者　齊藤　　久
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第９４号**
長崎県南島原市西有家町須川1204番地
債務者　吉田　利治
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第９５号**
長崎県南島原市西有家町須川1204番地
債務者　吉田フジ子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第２３７号**
福島県いわき市平字北目町123番地
債務者　西山　千春
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第１６０号**
北海道帯広市西９条南39丁目５番９号
債務者　住吉　　瞳
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２１年（フ）第１７０号**
北海道河東郡音更町新通４丁目３番地９
債務者　青野のり子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２１年（フ）第１９２号**
北海道中川郡幕別町錦町25番地　ポラリス205
債務者　菅原　文美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２１年（フ）第１９４号**
北海道河東郡士幌町字下居辺西三線122番地
債務者　小池　ひさ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２１年（フ）第２０２号**
北海道上川郡清水町北２条５丁目９番地
債務者　山田夕紀子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２１年（フ）第５２９号**
静岡県浜松市南区頭陀寺町317番地の１　サンシティＡ＆Ｋ・Ｋ棟201号室
債務者　山杢高太郎
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第５３０号**
静岡県浜松市南区頭陀寺町317番地の１　サンシティＡ＆Ｋ・Ｋ棟201号室
債務者　山杢　君江
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第２６８１号**
神奈川県大和市深見西４丁目７番30号
債務者　原田　　真
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部